



推進基盤

マネジメント体制

野村不動産グループは、持続可能な社会の実現に向けて、事業活動を継続し、企業価値を向上していくために、コンプライアンスの強化、リスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスの推進が重要な経営課題であると認識し、これを推進します。また、お客さまや地域社会、従業員やサプライヤーを含む全ての人の人権を尊重した事業活動を行います。

コーポレート・ガバナンス.....	90
コンプライアンス.....	102
リスクマネジメント.....	107
人権.....	111
サプライヤーマネジメントの高度化.....	114

コーポレート・ガバナンス

考え方・方針

野村不動産ホールディングスは、株主をはじめとするステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的、継続的に企業グループ価値を最大化するように統治されなければならないと考え、グループ全体の収益力の向上を目指して、持株会社として傘下子会社の事業活動を管理、監督するとともに、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」にのっとり、より透明性の高い経営体制の構築に努めています。

[☞ コーポレートガバナンスに関する基本方針 PDF 560KB](#)

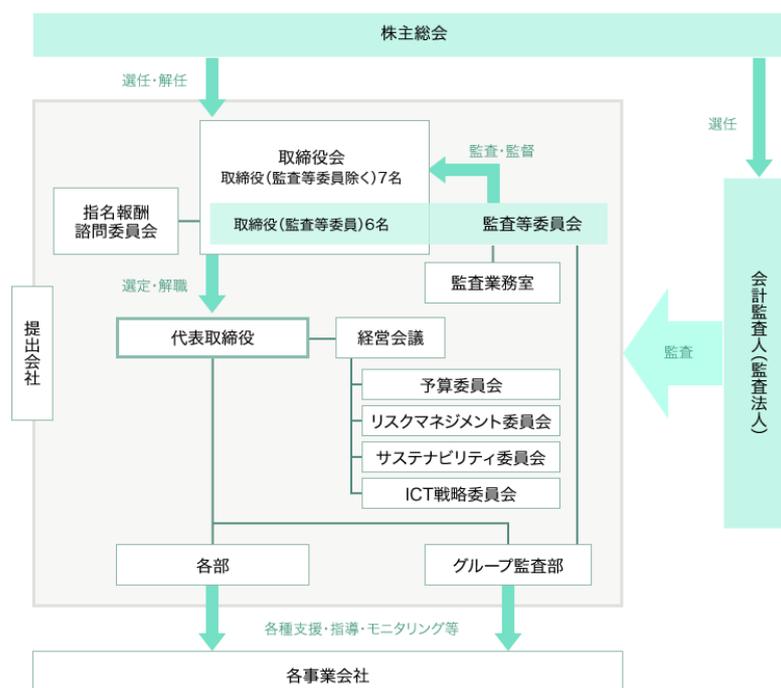
コーポレート・ガバナンス報告書

[☞ コーポレート・ガバナンス報告書 PDF 150KB](#)

(最終更新日:2020年6月23日)

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制図



取締役会

取締役会は、すべての株主のために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、これを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うものと考えております。その責任を果たすために、経営に対する監督機能を発揮して、経営の公正性・透明性を確保するとともに、重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う役割があります。

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役6名(うち社外取締役4名)で構成されており、様々な分野の事業を営む会社を統括する持株会社として必要なバランスと多様性を確保するため、様々な知識・経験・能力を有する多様な取締役を選任しております。

また、取締役13名のうち5名を独立社外取締役とすることにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。

[📄 取締役一覧](#)

監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担っております。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用した監査を行い、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役、執行役員、業務執行部門に対して報告を求められることができる体制としております。また、監査等委員は、経営会議その他の当社の重要な会議体等へ出席し、業務執行状況に関する情報を収集し、意見を述べることができ、実効的な監査・監督を実施できる体制としております。

当社の監査等委員会の構成員については以下のとおりであります。

委員長	折原隆夫(常勤)
構成員	折原隆夫(常勤)、高山寧(常勤)、小野頭(独立社外取締役)、茂木良夫(独立社外取締役)、宮川明子(独立社外取締役)、高橋鉄(独立社外取締役)

指名報酬諮問委員会

取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役が務める指名報酬諮問委員会を設置しております。委員会では、取締役及び執行役員の指名・報酬や後継者計画、トレーニングに関する方針等に係る事項について審議したうえで、その結果を取締役会へ答申いたします。

当社の監査等委員会の構成員については以下のとおりであります。

委員長	吉川淳(取締役会長)
構成員	吉川淳(取締役会長)、東哲郎(独立社外取締役)、小野頭(独立社外取締役・監査等委員)、茂木良夫(独立社外取締役・監査等委員)、永松昌一(取締役・非常勤)

経営会議

当社は、経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることでグループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された各執行役員は、社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針及び社長執行役員の指示の下に業務を執行しております。

経営会議は、社長執行役員及び執行役員で構成され、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定しております。また、取締役会長及び監査等委員である取締役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

その他の委員会

経営会議の下部組織として、当社グループの経営上の方針・課題等を審議する以下の委員会を設置しております。

a. 予算委員会

予算編成及び中期経営計画策定等のため、予算及び中期経営計画の立案、並びに執行等に関する事項等について審議しております。

b. リスクマネジメント委員会

リスク管理の実践を通じ、事業の継続及び安定的発展を確保するため、内部統制に関する事項及びグループ経営に係るリスクに関する事項等について審議しております。

c. サステナビリティ委員会(2020年3月31日まではCSR委員会)

サステナビリティ／CSR／ESG推進に関する方針・計画策定及び実績管理、並びにグループ社員への理解浸透・各種情報開示等のため、サステナビリティ／CSR／ESG推進に関する事項等について審議しております。

d. ICT戦略委員会

ICT環境の充実及び効果的な利用の実現のため、ICT基盤の整備及び情報システム構築等の投資計画に関する事項等について審議しております。

取締役会等の責務

取締役の選任

野村不動産ホールディングスは、定款に基づき、取締役を、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して、毎年株主総会において選任しています。取締役は、さまざまな分野の事業を営む会社を統括する持株会社として必要なバランスと多様性を確保するため、国籍、性別にこだわらず、さまざまな知識・経験・能力を有する多様な取締役に構成し、実効的に機能するために適切な規模として、取締役(監査等委員である取締役を除く)12名以内、監査等委員である取締役6名以内としています。

独立社外取締役

野村不動産ホールディングスの独立社外取締役は、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長と企業価値向上の観点から適切な助言を行うこと、取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督を行うこと、会社と経営陣または主要株主などとの間の利益相反を監督すること、および経営陣から独立した立場で株主その他のステークホルダーの意見を取締役に適切に表明することが主たる役割です。野村不動産ホールディングスは、独立社外取締役の独立性の判断に関し、東京証券取引所が定める「独立役員」の要件に加え、当社独自の基準を制定しています。

【独立社外取締役の独立性基準】

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第14条抜粋

第14条 取締役会は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に加え、独立社外取締役の独立性に関する基準を定め、以下各号のいずれにも該当しないことを確認した上で、独立社外取締役候補を指名する。

- (1) 当社または子会社との間で役員の相互就任関係にある他の会社の業務執行者
- (2) 当社または子会社の主要な取引先^{*1}もしくは当社または子会社を主要な取引先^{*1}とする者(当該取引先が法人の場合はその業務執行者)
- (3) 最終事業年度において、当社または子会社から役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (4) 当社または子会社から多額の金銭その他の財産上の利益^{*2}を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等に所属する者
- (5) 当社の主要株主(主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者または過去に業務執行者であった者)、主幹事証券会社の業務執行者または過去に業務執行者であった者
- (6) (1)から(5)に掲げる者の近親者

*1. 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当社または当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える取引先をいう

*2. 多額の金銭その他の財産上の利益とは、当該法人等の最終事業年度における年間連結売上上の2%の金額を超える利益をいう

氏名	選任の理由	主な活動状況
東 哲郎	同氏は、経営者として長年にわたり活躍され、企業経営に関する豊富な知識、経験と幅広い見識を活かすことで、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	2019年6月25日就任以降に開催された取締役会(13回開催、13回出席)に出席し、議案・審議等につき必要に応じて発言を行っております。
小野 顕	同氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有されています。会社の経営に直接関与された経験はありませんが、これまでの豊富な経験や知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	2019年度開催の取締役会(16回開催、15回出席)及び監査等委員会(13回開催、13回出席)に出席し、議案・審議等につき必要に応じて発言を行っております。
茂木 良夫	同氏は、経営者として長年にわたり活躍され、企業経営に関する豊富な知識、経験と幅広い見識を有されています。これまでの豊富な経験や知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	2019年6月25日就任以降に開催された取締役会(13回開催、13回出席)及び監査等委員会(9回開催、9回出席)に出席し、議案・審議等につき必要に応じて発言を行っております。
宮川 明子	同氏は、公認会計士として長年にわたり活躍され、会計及び監査の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有されています。会社の経営に直接関与された経験はありませんが、これまでの豊富な経験や知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	2019年6月25日就任以降に開催された取締役会(13回開催、13回出席)及び監査等委員会(9回開催、9回出席)に出席し、議案・審議等につき必要に応じて発言を行っております。
高橋 鉄	同氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家として豊富な知識、経験と幅広い見識を有されています。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、法律事務所代表並びに社外取締役・監査役としての豊富な経験や知見等は、取締役の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	—

取締役会の実効性評価

2019年度の実効性評価においては、昨年度に引き続き、アンケート調査及び第三者評価機関を活用したインタビューを全ての取締役(監査等委員を含む)に対し実施しました。その結果を踏まえた取締役会での審議による分析・評価結果の概要は以下のとおりです。

	評価結果
構成	取締役会の規模や、独立社外取締役の割合については概ね適切である。
討論状況	各取締役がその知識・経験を活かし、社内・社外の枠を超えて、議論は自由・活発に行われている。特に2019年度は新たに招聘した社外取締役の知見等により議論の更なる充実が図れている。
運営	継続して実施している資料の事前配布の徹底等の運用改善については、取締役会の実効性向上に寄与していると概ね評価されている。他方、議案説明及び資料における論点をより明確化する等の運用については、改善の余地がある。引き続き運用改善の徹底を図ることで、取締役会の実効性の更なる向上を図る。
審議内容	取締役会で取り扱う議題の絞り込みや、定例取締役会以外での審議機会を設ける等の運用改善を継続して実施し、各種経営課題についての議論を充実させた。2020年度については、より一層の企業価値向上やコーポレートガバナンス向上に向けた戦略的な議論を更に充実させる。

今後も取締役会の実効性評価を毎年実施することで、改善状況を定期的に把握し、取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。

役員報酬制度

役員報酬制度の概要

当社の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬である基本報酬と、変動報酬である賞与及び株式報酬から構成されており、それぞれの報酬の内容については、以下のとおりであります。

〈基本報酬〉

基本報酬は、取締役としての役割と役位に応じて金額を決定しております。

〈賞与〉

賞与は、連結事業利益等の業績及び個人査定に基づいて決定しております。

なお、個人査定については、財務的な業績数値だけでは測ることができない単年度施策及び中長期施策の実施状況等を評価するために導入しております。

	2018年度	2019年度
事業利益 [※]	79,623百万円	82,833百万円
対前年度比	—	+4.0%

※事業利益＝営業利益＋持分法投資損益＋企業買収に伴い発生する無形固定資産の償却費

〈株式報酬〉

株式報酬は、業績連動部分と非業績連動部分から構成されます。業績連動部分は、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金額(以下、「当社株式等」という)の交付及び給付(以下、「交付等」という)を各事業年度の開始から3年経過後に行い、中長期的な業績向上へのインセンティブとなる「パフォーマンスシェア型」(以下、「PS」という)を採用し、非業績連動部分は、役員退任時まで交付等を繰り延べ、長期的な貢献や企業価値向上へのインセンティブとなる「譲渡制限型」(以下、「RS」という)を採用しております。

この株式報酬制度は、役員への報酬が当社株価に連動することにより、当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして機能する点や当社株主との利害を共有できる効果が期待できます。

また、この株式報酬制度は、役員報酬BIP信託(以下、「本信託」という)の仕組みを採用し、交付等が行われる株式数は、以下の算定式に従って算出されるポイント数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

【ポイント数の算定式】

●PS部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント数(PSポイント数)を、各事業年度に付与します。各事業年度に付与されたPSポイント数に対して、当該事業年度の開始から3年経過後の業績に応じて決まる業績連動係数を乗じて、業績連動ポイントを算出します。業績連動係数は、中長期経営計画で掲げている経営指標のうち、利益成長の観点から「事業利益」を、資本効率性の維持の観点から「ROE」を選定のうえレンジを設定し、その達成度に応じて0~200%の範囲で変動することにより、事業期間が中長期に及ぶ不動産事業の特性等との整合性を高めるとともに、中期的な業績向上への明確なインセンティブとなります。

なお、経営指標のレンジについては中長期経営計画等を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会における審議を経て取締役会で以下のとおり決定しております。

○2018年度の開始から3年経過後である2020年度のレンジ

業績連動係数:0%~200%

事業利益:75,400百万円~105,600百万円

ROE:6.5%~12.5%

○2019年度の開始から3年経過後である2021年度のレンジ

業績連動係数:0%~200%

事業利益:70,800百万円~99,200百万円

ROE:6.5%~12.5%

●RS部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント数(RSポイント数)を、各事業年度に付与し、加算していきます。株式交付等の時期を原則として当社グループの役員退任時まで繰り延べることにより、当社グループへの長期的な貢献や企業価値向上へのインセンティブとなります。

〈固定報酬と変動報酬の支給割合の方針〉

取締役兼執行役員(業務執行取締役)の報酬に関しては、短期のみでなく中長期を含めた業績向上への明確なインセンティブとして機能するように、基本報酬、賞与及び株式報酬から構成されており、それぞれの支給割合の方針は以下のとおりとなっております。

業務執行取締役以外の取締役であり取締役会議長である取締役会長の報酬に関しては、客観的立場から執行を

監督する役割を担うことに加え、長期的な企業価値を向上させる役割も担うことから、株主との利害共有の要素も加味して、基本報酬と株式報酬のうちのRS部分から構成されております。

また、社外取締役及び監査等委員である取締役、非常勤社内取締役の報酬に関しては、客観的立場から執行を監督する役割を担うことから、基本報酬のみの構成としております。

○取締役兼執行役員の報酬支給割合

固定報酬:50%(基本報酬)

変動報酬:50%(賞与:25%、株式報酬:25%)

※上記割合は、当社が定める基準額100%の変動報酬を支給した場合の基本モデルとなります。

役員区分ごとの報酬など

(2019年度)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	株式報酬 (百万円)	対象となる役員の員数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	467	259	101	106	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	102	102	—	—	3
社外取締役	69	69	—	—	8

※2019年度末現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)(社外取締役を除く)は5名であります。上記の「対象となる役員の員数」欄と相違しておりますのは、2019年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

※2019年度末現在の取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)は2名であります。上記の「対象となる役員の員数」欄と相違しておりますのは、2019年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名が含まれているためであります。

※2019年度末現在の社外取締役は5名であります。上記の「対象となる役員の員数」欄と相違しておりますのは、2019年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名が含まれているためであります。

※「株式報酬」欄の支給額は、2019年度に費用計上した金額(ストックオプションによる報酬額(3百万円)を含む)を記載しております。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の 総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	株式報酬※ (百万円)
沓掛 英二	取締役	提出会社	130	64	35	29
宮嶋 誠一	取締役	提出会社	107	55	30	21

※「株式報酬」欄の支給額は、2019年度に費用計上した金額を記載しております。

内部監査システム

内部統制システム

野村不動産ホールディングスは、取締役会、監査等委員会、及び指名報酬諮問委員会を設置し、内部統制を行っています。

リスクマネジメント体制

野村不動産ホールディングスは、グループ内におけるリスク管理活動を推進するため、当社およびグループ会社の取締役、執行役員等をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置しています。同委員会では、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項について審議するとともに、リスク発生時の対応策についても協議します。

☞ [リスクマネジメント体制の詳細はこちらをご覧ください。](#)

コンプライアンス体制

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付けており、その指針として「野村不動産グループ倫理規程」を策定しています。

さらに、野村不動産ホールディングスにリスクマネジメント委員会およびグループ法務コンプライアンス部を設置し、役職員に対し継続的な教育、啓発活動をグループ一体で推進するとともに、グループ各社への助言、指導および支援を行っています。また、リスク情報収集の観点から、グループ職員の内部通報窓口「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置しています。なお、当社は、内部通報者に対して、その通報の機密を保証し、通報したことによる不利益な取り扱いを禁止しています。

☞ [コンプライアンス体制の詳細はこちらをご覧ください。](#)

内部監査体制

当社グループでは、一部の小規模な会社を除き、各社に内部監査部門を設置しています。同部門は、取締役社長直轄もしくは事業部門を兼務しない担当役員を設置し、組織上の独立性を保っています。

また、野村不動産ホールディングスにグループ監査部を設置し、会計監査人と連携を図りながら、グループ全体の内部監査機能の統括、モニタリング、評価および当社内各部の監査を行っています。また、監査の結果は、取締役会に報告するとともに、監査等委員会にも報告する体制としています。

監査等委員会監査体制

監査等委員会は、監査等委員(常勤)2名、監査等委員(独立社外取締役)4名の6名で構成されております。

なお、監査等委員(独立社外取締役)のうち1名は、2020年6月23日に開催いたしました第16回定時株主総会におきまして、新たに選任されております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人等からの情報収集及び重要な会議への出席並びに内部監査部門等との十分な連携を通じ、監査・監督機能の実効性を強化するため、常勤の監査等委員2名を選定しております。

監査等委員会は監査等委員全員が参加し、月次の取締役会に先立ち開催するほか、必要に応じ随時開催することとしており、2019年度においては、合計13回開催いたしました。

月次の監査等委員会では、内部監査部門からの監査報告、常勤監査等委員からの経営会議その他の重要会議の報告、財務部からの四半期毎の決算報告を受け、グループCFO兼コーポレート統括執行役員との定期的な意見交換や指名報酬諮問委員会の審議内容の確認等を行い、毎回概ね3時間程度を要しております。

また、当社は、監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置して、専属のスタッフを配置し、監査実務の実効性を高める施策を講じております。

会計監査の状況

1.監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

当社は会社法に基づく会計監査人として同監査法人を選任しております。

2.継続監査期間

2004年6月以降

3.業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中桐 徹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋木 夏生

同監査法人は、業務執行社員について、継続監査期間として7会計期間(上場会社の筆頭業務執行社員は5会計期間)を超えて当社の会計監査に関与することのないよう措置をとっております。

4.監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名 公認会計士試験合格者等5名 その他8名

5.監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の評価及び選定に関する基準を定めており、会計監査人の選定を必要とする場合には、候補者から必要な情報を入手したうえで、面談、質問等を通じ、監査法人の品質管理体制や独立性及び監査の実施体制等並びに監査報酬見積額等に着眼して評価を実施し、適任者を選定することとしております。

また、毎年、当社の会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受けたうえで、その職務遂行状況(従前の事業年度における職務遂行状況を含む)を勘案し、上記基準に基づき評価のうえ、再任の適否について審議し、決定するものとしております。

なお、監査法人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監

査等委員全員の同意により解任いたします。その他、監査法人の会計監査人としての適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人である監査法人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

6. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人の品質管理の状況、担当監査チームの独立性や職業的懐疑心の発揮、監査報酬等の適切性、経営者や監査等委員会とのコミュニケーションの有効性、不正リスクへの対応の観点から評価を行い、現在の監査法人を再任することが適当であると判断しております。

株主の権利・平等性の確保

政策保有株式について

野村不動産ホールディングスは、政策保有株式について、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において「政策保有株式に係る基本方針」を策定しています。

【政策保有株式に係る基本方針】

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」より抜粋

第4条 当社は、取引先との取引関係の強化、戦略的な業務提携等の総合的な観点から、当社の企業価値向上に資すると認められるものであることを株式の政策保有方針とする。

2 株式の政策保有に当たっては、当社グループとの取引状況や投資先企業の経営状況等を定期的に把握し、当社の企業価値向上に資するかという観点から、継続的な保有の合理性について取締役会にて毎年検証を行うとともに、当該検証を踏まえ、保有の合理性が低い株式については、市場環境等を考慮しつつ、売却を行う。

3 政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、投資先企業の企業価値向上を通じて当社の企業価値向上に資するかどうかを基準に適切に判断する。

4 当社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)から当該株式の売却等の意向が示された場合であっても、取引の縮減等を示唆することなどにより、株式の売却を妨げることのないよう、適切に対応することとする。

5 政策保有株主との間による取引においても、他取引先と同様に、経済合理性を十分に検証した上で取引を行う。

実績

推進への取り組み

2019年度会議開催実績

会議体	回数
取締役会	16回
監査等委員会	13回
経営会議	41回
CSR委員会(現サステナビリティ委員会)、CSR推進会議	5回
リスクマネジメント委員会およびグループリスク連絡会議	12回

※報告対象範囲:野村不動産ホールディングス

社外取締役の出席状況

氏名	出席状況
篠原 聡子	2020年3月期開催の取締役会(16回開催、15回出席)に出席
東 哲郎	2019年6月25日就任以降に開催された取締役会(13回開催、13回出席)に出席
小野 顕	2020年3月期開催の取締役会(16回開催、15回出席)および監査等委員会(13回開催、13回出席)に出席
茂木 良夫	2019年6月25日就任以降に開催された取締役会(13回開催、13回出席)および監査等委員会(9回開催、9回出席)に出席
宮川 明子	2019年6月25日就任以降に開催された取締役会(13回開催、13回出席)および監査等委員会(9回開催、9回出席)に出席

コンプライアンス

考え方・方針

野村不動産グループは、法令や企業倫理の遵守などのコンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、その指針として「野村不動産グループ倫理規程」を策定しています。さらに、野村不動産ホールディングスにリスクマネジメント委員会およびグループ法務コンプライアンス部を設置し、役職員に対し継続的な教育、啓発をグループ全体で推進するとともに、グループ各社への助言、指導および支援を行っています。

また、より一層の取り組み強化のため、国連グローバル・コンパクトに2019年5月に署名しました。同イニシアチブの原則に基づき、「強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取り組み」を行ってまいります。

野村不動産グループ倫理規程

当社グループは、「野村不動産グループ倫理規程(以下、「倫理規程」)」を制定し、グループ役職員が遵守すべき基本的な規範を定めています。「倫理規程」の内容については、社会状況などを加味し、有効性を適宜見直し、取締役会で変更を決定しています。

【「倫理規程」目次】

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 位置付け
- 第3条 定義
- 第4条 改廃

第2章 基本姿勢

- 第5条 社会人としての自覚と行動
- 第6条 基本的人権の尊重
- 第7条 コンプライアンスの遵守
- 第8条 地球環境への配慮
- 第9条 企業の社会的責任

第3章 お客様の信頼を得られる行動

- 第10条 安全性の高い、高品質な商品およびサービスの提供
- 第11条 商品およびサービスの内容とリスクの説明
- 第12条 お客様からのご相談、苦情への対応
- 第13条 お客様への適切な表示、情報の提供
- 第14条 お客様の情報の管理

第4章 取引先との公正な関係の維持

- 第15条 公正な競争、公正な取引の実施
- 第16条 透明性の高い取引の実施
- 第17条 取引先との節度を守った接待または贈答
- 第18条 知的財産権の侵害および不正使用の禁止
- 第19条 取引先の情報の管理

第5章 役職員等との関係

- 第20条 役職員の人権の尊重
- 第21条 職場環境の維持、向上
- 第22条 インサイダー取引の禁止
- 第23条 誠実な事業活動
- 第24条 業務上の記録および報告
- 第25条 会社資産および情報の管理
- 第26条 違法または反倫理的な行為の報告

第6章 社会との関係

- 第27条 企業情報の開示
- 第28条 公務員等に対する接待または贈答
- 第29条 反社会的勢力の排除
- 第30条 正しい業務遂行のための内部統制の構築、運用、改善

第7章 雑則

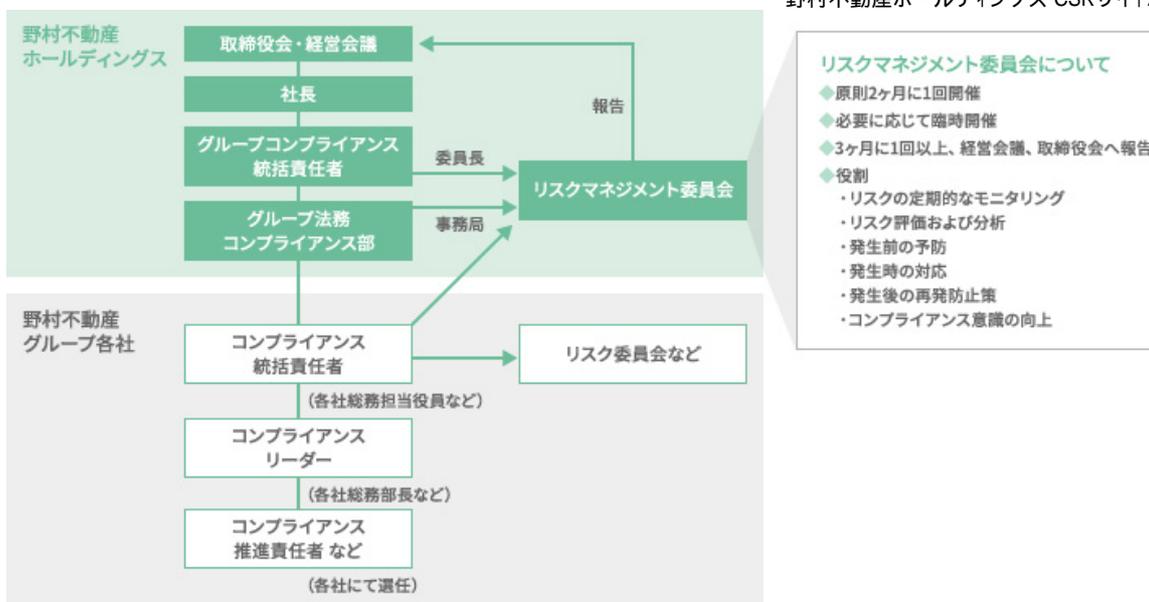
- 第31条 ガイドライン等の作成
- 第32条 ガイドライン等の活用
- 第33条 外国法人への適用

マネジメント

コンプライアンス推進体制

野村不動産ホールディングスは、「リスクマネジメント委員会」および「グループ法務コンプライアンス部」を設置し、コンプライアンス体制の構築と整備を行っています。また、グループ各社において「コンプライアンス統括責任者」を設置し、「コンプライアンス統括責任者」のもと、「コンプライアンスリーダー」および「コンプライアンス推進責任者」を選任し、グループ各社への浸透に努めています。

「倫理規程」の重大な違反事項に関しては、リスクマネジメント委員会の委員長より、当社の取締役会に報告され、対応を行っています。



野村不動産グループ・ヘルプライン

当社グループは、内部通報制度運用規程に基づき、組織的または個人的な法令違反行為、不正行為などに関する相談、通報の適切な対応の仕組みを構築するため、「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置しています。通報者の利用のしやすさに配慮し、内部窓口(リスクマネジメント委員会委員長およびグループ法務コンプライアンス部)と外部窓口(弁護士および外部委託会社)を設けています。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者に対して不利益な取り扱いや、いやがらせを行った者に対して、就業規則のつとり、処分を行えるなど、通報者の保護を図っています。

また、法人などのお取引先の皆さまとの公正な取引を進めるため「お取引先様専用ヘルプライン」を設置し、社員によるコンプライアンス違反やそのおそれのある行為について通報いただいています。

[☞ お取引先様専用ヘルプライン](#)

政治関与に関する方針

当社グループは、政治団体の活動に関わる支援を行う場合や政治献金を行う場合、政治資金規正法や公職選挙法をはじめとする関係法令や各国の関連法令などを遵守するとともに、「倫理規程」に照らし合わせ、適切に実施しています。

贈収賄や汚職行為の防止に関する方針

当社グループは、取引先との社会的常識を逸脱した接待や贈与、自己の利益を図るために行う公務員(外国公務員含む)への接待・贈答などを禁止しています。

具体的には「倫理規程」において、取引先への贈与および接待または贈答について、「野村不動産グループの役職員は、健全な商慣習や社会的常識を逸脱した接待、贈答の要求も授受してはならない」「取引先に対して、業務上の立場を利用して、その他の利益や便宜を要求しても受け取ってもならない」と定め、役職員が贈与を行った場合、接待・贈答を受けた場合の記録を行うなど厳密に運用しております。

また、経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」などを尊重し、「外国公務員贈賄防止基本方針」を策定し、Webサイト上に公開しています。同方針のもと、「外国公務員等贈賄防止規程」および「贈賄防止ガイドライン」も策定し、外国公務員などへの接待・贈答、招聘、寄付、代理店などの起用に関し、具体的な社内手続きなどを定めています。また、海外事業部門の役職員を対象に、贈賄防止に関する研修を定期的実施しています。

[☐「外国公務員贈賄防止基本方針」](#)

公正な競争、公平な取引の実施

当社グループは、「倫理規程」において、「公正な競争、適正な取引の実施」「透明性の高い取引の実施」など、取引先との公正な関係の維持について規定し、独占禁止法や下請法などの遵守を徹底しています。取引先を選定する際は、品質、価格、実績、信頼度などを総合的かつ公正に判断しています。

ソーシャルメディアに関する指針

当社グループは、「ソーシャルメディア(SNS)の利用に関する指針」により、業務の内外にかかわらず、SNSを利用する場合は「常に社会人としての自覚を持ち、高い倫理観に基づき、社会の良識に従って行動しなければならない」ことを定めています。

また、コンプライアンス研修などを通じ、SNSを用いた情報発信時における注意事項やリスクなどに関する啓発活動を定期的実施しています。

反社会的勢力との関係遮断に関する方針

当社グループは、「倫理規程」において、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」ことを定め、反社会的勢力との関係を全て遮断することを基本方針としています。

この基本方針にのっとり、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、野村不動産ホールディングスおよびグループ各社に組織的な対応を推進するための統括部署および不当要求防止責任者を設置しています。また、弁護士や警察など外部の専門機関と相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害の防止に努めています。

コンプライアンスの遵守と意識啓発

当社グループは、毎年「コンプライアンスプログラム」を策定し、年間を通して計画的に役職員への研修を行い、役職員のコンプライアンスの遵守とその意識浸透を実施しています。

実績

推進への取り組み

コンプライアンス研修の実施

コンプライアンスアワー

WEBで隔月配信。2018年度の受講率はグループ全体で100%でした。

コンプライアンス研修

集合形式の階層別研修。2018年度は65回実施しました。

リスクマネジメント

考え方・方針

野村不動産グループでは、リスク管理を「企業グループの組織・事業目的の達成に関わる全てのリスクを統合的かつ一元的に管理し、自社のリスク許容限度内でリスクをコントロールしながら企業価値の向上を目指す経営管理手法」と捉え、リスクの適切な管理及び運営によって経営の健全性を確保することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。

「リスク管理規程」において、リスク管理の実践を通じ、事業の継続及び安定的発展を確保することを基本方針と定め、主要なリスクを「A:投資リスク」、「B:外部リスク」、「C:災害リスク」、「D:内部リスク」の4つのカテゴリーに分類し、そのうち以下に該当するリスクを管理すべき重要なリスクと定め、リスクの規模・特性等に応じた有効かつ効率的な管理を行うこととしております。

〈主要なリスクのうち管理すべき重要なリスクに該当するもの〉

- ・グループ経営に大きな影響を及ぼすおそれのあるリスク
- ・社会的に大きな影響を及ぼすおそれのあるリスク
- ・訴訟等の重大なトラブルが発生するリスク
- ・その他野村不動産グループとして管理すべき重要なリスク

主要なリスク

リスクカテゴリー	定義
(A) 投資リスク	個別の投資(不動産投資・戦略投資(M&A)等)に関するリスク
(B) 外部リスク	事業に影響を及ぼす外的要因に関するリスク
(C) 災害リスク	顧客及び事業継続等に大きな影響を与える災害に起因するリスク
(D) 内部リスク	当社及びグループ各社で発生するオペレーショナルなリスク

リスクカテゴリー	主要なリスク項目	基本的な対応方針
(A) 投資リスク	① 不動産投資に伴うリスク	リスクの高低に応じたリターンを得るべきリスク項目であることを踏まえた適切な対応を行う
	② 戦略投資(M&A)・新規事業に伴うリスク	
(B) 外部リスク	③ 市場の変化によるリスク	
	④ 経済情勢の変化によるリスク	
	⑤ 政治・社会情勢・制度(法規制・税制・会計制度等)の変化によるリスク	競争力の低下や機会損失につながるリスク項目であることを踏まえた適切な対応を行う
	⑥ 事業の前提となる社会情勢の変化・イノベーションに遅れることによるリスク	
(C) 災害リスク	⑦ 顧客及び事業継続等に大きな影響を与える災害(地震・台風・洪水・津波・噴火・大火災・感染症の流行等)に起因するリスク	リスクが顕在化しないように、もしくは顕在化した場合の影響を最小限とするように対策・管理すべきリスク項目であることを踏まえた適切な対応を行う
(D) 内部リスク	⑧ 法令違反によるリスク	
	⑨ 品質不良の発生によるリスク	
	⑩ 情報システム危機発生によるリスク	
	⑪ 人材に関する事項への対応不備によるリスク	
	⑫ 不正、過失等の発生によるリスク	

マネジメント

リスク管理体制

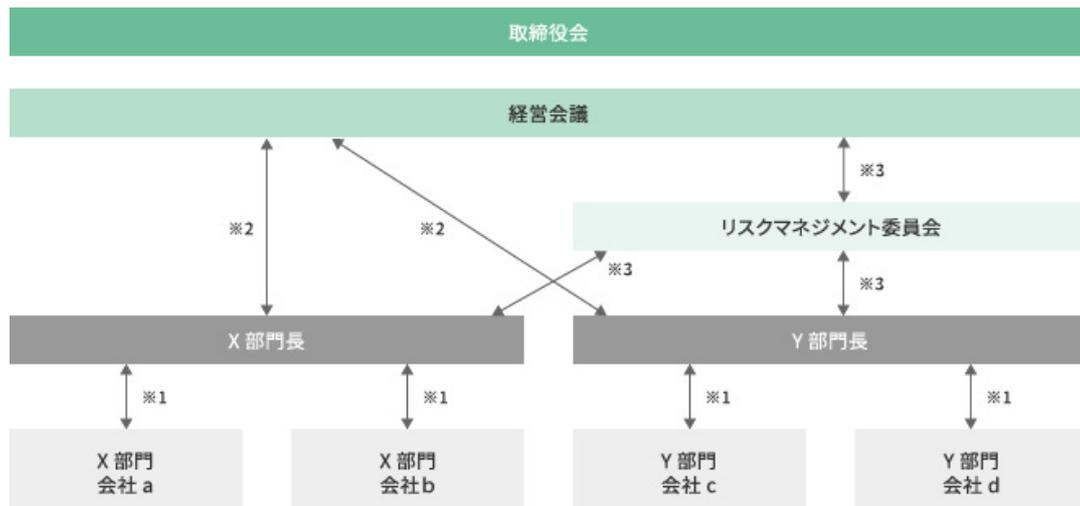
当社では、グループ経営に関する様々なリスクの審議を行うため、経営会議をリスクの統合管理主体として定め、主要なリスクの状況について定期的にモニタリング、評価及び分析を行い、各部門及びグループ各社に対して必要な指導及び助言を行うとともに、その内容を定期的に取締役会に報告を行う体制としております。「A:投資リスク」、「B:外部リスク」については、統合管理主体である経営会議が直接モニタリング等を行い、「C:災害リスク」及び「D:内部リスク」については、経営会議の下部組織として設置している「リスクマネジメント委員会」が定期的なモニタリング、評価及び分析を行うとともに、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等についての対応策の基本方針を審議しております。

また、リスクマネジメント委員会委員長により指名されたグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「グ

ループリスク連絡会議」を設置し、グループ内でのリスク情報及び対応方針を共有しております。

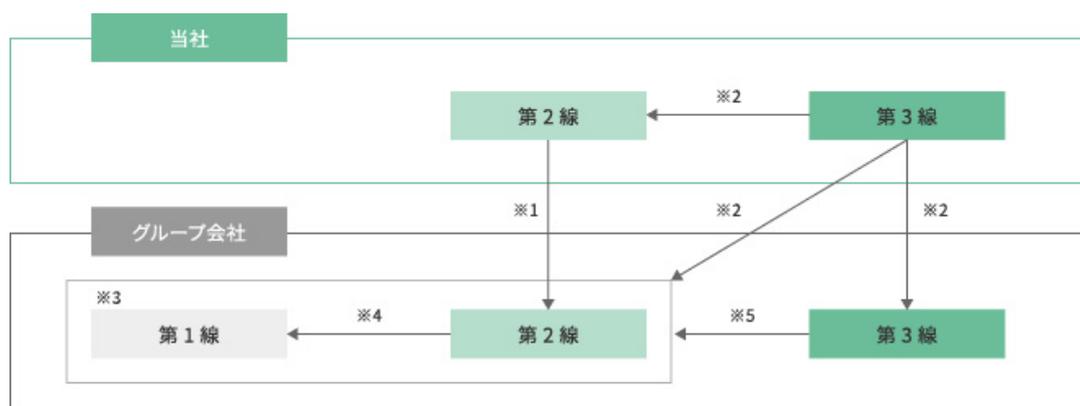
リスク管理については、各部門長が所管する部門のリスク管理を統括し、その状況を必要に応じて経営会議またはリスクマネジメント委員会に報告するとともに、グループ各社の社長(野村不動産㈱においては各本部長)は、リスク管理に関する事項について適時適切に部門長に報告することとしております。また、グループ各社において事業を掌る組織をリスク管理の「第1線」、当社及びグループ各社においてコーポレート業務を掌る組織を同「第2線」、当社及びグループ各社において内部監査を掌る組織を同「第3線」と定義し、当社の第2線及び第3線がグループ各社の第2線及び第3線に支援・指導・協働を行う等、それぞれの立場からリスク管理における役割を担うことで、ディフェンスラインを構築しております。

リスク管理体制(概念図)



- ※1:各社は、所属する部門の部門長に各種リスクに関する報告を行い、部門長は各社のリスク管理について指導・モニタリングする。
 ※2:各部門長は、自部門に関連する「A:投資リスク」と「B:外部リスク」について経営会議に報告し、経営会議は、各部門の「A:投資リスク」と「B:外部リスク」にかかる管理について指導・モニタリングする。
 ※3:各部門長は、自部門に関連する「C:災害リスク」と「D:内部リスク」についてリスクマネジメント委員会に報告し、リスクマネジメント委員会は、各部門の「C:災害リスク」と「D:内部リスク」にかかる管理について指導・モニタリングする。また、リスクマネジメント委員会は、同委員会での審議内容や「C:災害リスク」や「D:内部リスク」にかかる各部門のリスク管理状況等について経営会議に報告する。

ディフェンスライン(概念図)



- ※1:当社における第2線は、グループ各社の第2線に対し適切な支援及び指導を行い、グループ各社の第2線の活動をモニタリングする。
 ※2:当社における第3線は、グループ各社の第3線に対する適切な指導および協働を行うことにより、グループ会社の活動をモニタリングするとともに、当社の第2線及び必要に応じてグループ各社の第1線・第2線のリスク管理に関する事項の監査を行い、その有効性及び効率性を検証し、必要な助言を行う。
 ※3:グループ各社における第1線は、各事業に関するリスクの認識、評価、コントロール、リスクに対応する体制の整備・運用等を行い、適切なリスクテイクを行う。
 ※4:グループ各社における第2線は、自社の第1線のリスク管理を支援するとともに、第1線のリスク管理が適切に行われているかをモニタリングする。
 ※5:グループ各社における第3線は、自社の第1線・第2線の各部署のリスク管理に関する事項の監査を行い、その有効性及び効率性を検証し、必要な助言を行う。

非常時の事業継続計画(BCP)策定

BCPの策定

当社グループは、首都直下地震を想定した事業継続計画(BCP)を策定し、非常時の指揮命令系統、事業継続のための任務分担などを定め、災害の影響を最小限に抑えるよう、夜間・休日も対応できる体制を整備しています。また、野村不動産ホールディングス代表取締役社長を本部長とする災害対策本部メンバーを招集し、年に一度「災害対策本部設置訓練」を実施しています。当訓練では、事業継続計画(BCP)に策定されている初動対応の確認(役職員の生命の安全確保、指揮系統の確立、事業復旧)などを行い、震災などの非常時に備えています。

役職員の安否確認

当社グループは、災害発生時に役職員の被災状況と安全を迅速に把握するため、インターネットやメールを通じた安否確認のシステムを導入し、グループ全役職員を対象に、年4回の安否確認訓練を実施しています。

実績

リスクマネジメント委員会およびグループリスク連絡会議の実施

項目	2019年度
開催実績	12回

人権

考え方・方針

野村不動産グループは、従業員をはじめ、あらゆるステークホルダーの尊厳と基本的人権を尊重して行動します。それに当たり、生存権・言論と表現の自由・労働権・教育を受ける権利、文化生活に参加する権利など全ての人のために達成すべき共通の基準について規定した「国際人権章典」、労働における基本的権利(結社の自由および団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用および職業における差別の排除)を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、子どもの人権を守るために企業がとるべき行動を示した「子どもの権利とビジネス原則」などの、人権に関する国際規範を支持・尊重するとともに、活動する国のそれぞれの人権に関する法や規制を遵守し、事業を行うことを目指しています。

また、一層の取り組みを強化するために、国連グローバル・コンパクトに署名しています。原則に定められる「人権擁護の支持と尊重」、「人権侵害への非加担」を支持し、人権を尊重し、加担を回避することを目指していきます。

野村不動産ホールディングス 個人情報保護方針

当社グループは、個人情報を適切に保護することを事業運営上の重要事項と位置付け、個人情報の保護に関する法律および関係法令に従い、お客さまの個人情報を、細心の注意をもって管理しています。

[☞ 個人情報保護方針](#)

マネジメント

マネジメント体制

当社グループは、野村不動産ホールディングス代表取締役副社長 兼 グループCOOが責任者となり、人権尊重の取り組みを進めています。

また、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成される「CSR委員会」(委員長:野村不動産ホールディングス代表取締役副社長 兼 グループCOO)にて、関連方針や活動計画を審議し、決定しています。同委員会では、人権尊重について目標を毎年設定しており、進捗状況のモニタリングをしています。

目標

当社グループは、人権の尊重に対する考え方を浸透させるため、人権研修を徹底します。

人権課題に対する対応

人権問題に関する相談・通報

当社グループは、人権問題の相談窓口である「野村不動産グループ人権啓発デスク」および、社外相談窓口として「セクハラ・パワハラはっとライン」を設置し、適切な対応を行っています。

また、「倫理規程」で禁止されている人権侵害を含む内部通報・相談窓口として、「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置しています。さらに、内部窓口だけでなく、外部窓口(弁護士および外部委託会社)も設けています。

それぞれの窓口への通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取り扱いを受けないようにしています。2018年度の人権に対する相談件数は、28件でした。

また、「お取引先様専用ヘルプライン(法人のお客様専用)」を設置し、社員による人権侵害やそのおそれのある行為について通報いただいています。

人権尊重のための取り組み

当社グループは、強制労働や児童労働などの人権侵害に加担しないための仕組みを作るための取り組みを推進しています。

2018年度は、「人権デュー・デリジェンス勉強会」に参加して課題の理解に努めるとともに、「CSR調達ガイドライン」を策定し、サプライヤーへも人権尊重をお願いしています。

また、2019年5月に国連グローバル・コンパクトに署名し、人権尊重への方針をより明確にしています。

人権研修

当社グループは、人権の尊重に対する理解を深めるために、階層別研修などの機会を利用し、人権に関する教育を行っています。2018年度に実施した人権を取り扱った研修は下記の通りで、延べ4,336人が参加しました。また、「ハラスメント防止ガイド」を従業員に配布し、差別やハラスメントの禁止と知識の周知を図っています。当冊子には、LGBT[※]の方への理解と配慮を求める項目も記載されています。

※LGBT:レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとったセクシュアルマイノリティの総称

『人権デュー・デリジェンス勉強会』への参加

野村不動産ホールディングスは、サプライヤーであるゼネコン3社および不動産ディベロッパー5社(当社含む)の8社による「建設・不動産『人権デュー・デリジェンス勉強会』」に参加しています。

当勉強会は、「ビジネスと人権に関する指導原則」が企業に求める「他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響を防止・軽減・是正する措置を講じる」責任を果たすために発足しました。

NGOなどの有識者も交えながら、国際的な基準や企業に期待されている取り組みなどの知識を学習し、人権への影響の特定や対処法などに関する調査・研究を行っています。これを通じて、業界全体で、強制労働をはじめとする人権侵害の予防に努めていきます。

外国人技能実習生との交流会

当社グループは、野村不動産アメニティサービスで採用しているインドネシアとベトナムからの外国人技能実習生との交流会を実施しています。2018年度は『アジアナイト2018』を開催、歌や踊りなど、お互いの国の文化や故郷を紹介しました。



実績

推進への取り組み

2018年度は、グループ全体で延べ9回人権研修を実施し、4,336人が受講しました。

実施研修

研修種別	参加対象	参加率 (参加者/参加対象者)	扱った人権テーマ
グループ合同研修			
新入社員合同研修	新入社員	100% (277/277名)	同和問題の解決
グループ新任管理職 合同研修	新任管理職	99% (156/157名)	同和問題の解決
キャリア入社研修	中途入社社員	100% (185/185名)	ハラスメント防止
野村不動産			
人権研修	新任リーダー職	100% (42/42名)	ハラスメント防止
人権研修	新入社員	100% (48/48名)	ハラスメント防止
野村不動産ライフ&スポーツ			
人権研修	新卒新入社員	100% (28/28名)	ハラスメント防止
人権研修	新任基幹職	100% (18/18名)	ハラスメント防止
人権研修	全従業員、全アルバイト	98% (1,780/1,814名)	ハラスメント防止
人権研修	全従業員、全アルバイト	99% (1,802/1,814名)	ハラスメント防止

サプライヤーマネジメントの高度化

考え方・方針

野村不動産グループは、全ての事業領域において、設計会社や施工会社、工事事業者などさまざまなサプライヤーと協業して事業を行っています。

このため、社会・環境課題への取り組みを実効性あるものにするためには、サプライチェーン全体で取り組むことが不可欠であると考え、「野村不動産グループCSR調達ガイドライン」(以下、「CSR調達ガイドライン」)を策定しました。同ガイドラインでは、8つのテーマ(コンプライアンスの確立、人権の尊重、公正な事業活動、環境への配慮、品質の確保・向上、情報セキュリティの確保、不正通報システム、BCPの構築)に対して、サプライヤーの事業活動への適用をお願いしています。

今後も、同ガイドラインに基づき、サプライヤーマネジメントを高度化していきます。

マネジメント

マネジメント体制

当社グループは、野村不動産ホールディングス代表取締役副社長 兼 グループCOOが責任者となり、サプライヤーマネジメントの高度化を進めています。

また、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成される「CSR委員会」(委員長:野村不動産ホールディングス代表取締役副社長)にて、関連方針や活動計画を審議し、決定しています。同委員会では、サプライヤーマネジメントについて目標を毎年設定し、進捗状況をモニタリングしています。

目標

当社グループでは、「CSR調達ガイドライン」に基づくCSR調達およびサプライヤーマネジメントの高度化を目指します。

野村不動産グループCSR調達ガイドライン

当社グループは、「CSR調達ガイドライン」(日本語版および英語版)を2018年4月に策定し、11月より全てのサプライヤーに対して運用を開始しました。

業務委託契約書・発注書(新規委託先および再発注先を含む)に当ガイドラインの遵守に努めるよう規程しています。

【野村不動産グループCSR調達ガイドライン】

I.コンプライアンスの確立

①事業活動を行う国や地域における全ての社会規範、関係法令はもとより、契約や約束を尊重し、国際社会からの要請を理解し、適正な商習慣と企業倫理に基づいた企業活動を行う。

II.人権の尊重

②お客さま、取引先、従業員をはじめあらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重し、人種、民族、年齢、宗教、信条、性別、国籍、社会的身分、障がいの有無、性別、性的指向、性自認、身体的特徴、疾病の有無などを理由とする差別やハラスメント(いやがらせ)を行わない。

③平等な雇用機会を確保するとともに、労働関係法令及び就業規則等を遵守し、適切な労務管理を行い、健全で働きやすい職場環境の維持、向上を図るものとする。

④安全・衛生管理を徹底し、労働災害を防止するとともに、心身の健康を維持し、規律正しい職場づくりに努める。

⑤強制労働や児童労働などの不当な労働行為を行わない、また取引先においても同様の不当な労働行為が発生しないよう適切に注意を払うよう努める。

⑥事業活動を行う地域の文化及び慣習、並びに地域の住民やコミュニティに配慮する。

III.公正な事業活動

⑦公務員等(みなし公務員、外国公務員等含む)との関係においては、健全な関係を維持し、国家公務員倫理法・規程等の諸法令または関係する国・地域の諸法令等に抵触するような接待、贈答を行わない。

⑧取引先に対して、健全な商習慣や社会的常識を逸脱した接待、贈答の要求・授受をしてはならない。

⑨社会の秩序や安全に脅威を与え、公正な経済活動の障害となる反社会的勢力や団体との関係を一切遮断する。また、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを一切拒絶する。

⑩独占禁止法、不正競争防止法、知的財産権法その他関連する法令等を遵守し、取引先、競争相手等に対し、優越的地位の濫用や取引妨害などに当たる行為を行わず、公正に接するよう努める。

⑪著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権を侵害し、またはこれらを不正に使用しない。

⑫マネーロンダリング、横領、詐欺など、あらゆる形態の汚職行為に関与しない。

⑬お客様や社会に対して、適切な表示を行うことはもとより、必要な情報を適切な方法で提供するように努める。

IV.環境への配慮

⑭持続可能な社会を構築するため、環境負荷低減に向けて継続的な改善に努める。

⑮事業活動を行う国や地域における環境法規制を遵守する。

⑯商品・製品・サービスのライフサイクルを通じて、温室効果ガス及び汚染物質の排出削減、省資源に取り組

む。

- ⑰有害化学物質について、適正な管理を行うとともに、使用量の低減に努める。
- ⑱廃棄物の削減と適正な管理に努める。
- ⑲周辺環境や生物多様性に配慮した開発、緑化の実施に努める。
- ⑳原材料調達において、生物多様性保全と資源の持続可能な利用に配慮する。特に木材について、違法伐採された木材が使用されないよう適切な注意を払うとともに、再生材、認証材などの持続可能な方法で生産された木材を活用するよう努める。

V.品質の確保・向上

- ㉑提供する商品・製品・サービスにおいては、適切な品質管理、品質保証体制を構築し、求められる品質を確保すると共に、常に品質の向上に努める。
- ㉒多様化するニーズを正しく把握し、安全性と品質を追求して社会にとってやさしく、有益な商品やサービスの提供に努める。
- ㉓提供する商品・製品・サービスにおいては、ユニバーサル・デザインなどにより利用者の利便性・快適性に配慮する。
- ㉔倫理的調達に関する社会的要請を踏まえ、事業活動がサプライチェーン上において環境や社会に与える影響を認識し、必要に応じて開示するよう努める。

VI.情報セキュリティの確保

- ㉕個人情報やプライバシー情報、機密情報について、取り扱いに十分留意し、適切に管理・保護できる管理体制を整備する。また情報流出の防止を徹底し、不当・不正な利用や漏洩が起こらないようにする。

VII.不正通報システム

- ㉖問題の未然防止・早期発見のための社内通報の仕組みを構築すると共に、内部通報者の秘密を保護し、報復などの不利益から守られることを従業員に周知するよう努める。
- ㉗野村不動産グループが設置した「お取引先様専用ヘルプライン(法人のお客様専用)」について、その意義と使用方法について野村不動産グループの事業に関わる従業員に周知する。

VIII.BCPの構築

- ㉘BCP(事業継続計画)の構築など、災害に備えたリスク管理体制の確立に努める。

サプライヤーの能力強化と品質向上

当社グループは、品質・環境などをテーマに、サプライヤー向け安全大会や勉強会を開催することで、サプライチェーン全体の品質向上に取り組んでいます。

野村不動産では、適切な品質管理による安心・安全の実現を目指し、「設計基準」や「品質マニュアル」を施工会社および設計者に配布し、周知徹底を図っています。

また、野村不動産パートナーズは、毎年「東日本安全衛生大会」「西日本安全衛生大会」を実施し、優秀企業の表彰や、安全衛生に関する啓発を行っています。

実績

推進への取り組み

当社グループは、全てのサプライヤーに対し、「CSR調達ガイドライン」の遵守をお願いしています。